

## 文教厚生常任委員会記録

日 時 令和4年11月21日（月曜日）10時00分～10時44分  
場 所 議員控室  
出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、森議長  
オブザーバー 阿部議員、船本議員、逢坂議員、磯野議員  
事務局 豊島局長、嶋元係長  
報 道 北海道新聞羽幌支局

### 小寺委員長

おはようございます。文教厚生常任委員会を始めたいと思います。

始まる前に、本日、舟見委員から欠席届が出ておりますので、本日欠席いたしております。

今日の案件については、羽幌町国民健康保険税資産割の廃止についてということで行いたいと思います。昨年の11月16日に文教厚生常任委員会で同じく国民健康保険の方針改正に伴う国保税の賦課方式についてということで行って行っていました。1年たって、詳しいデータが出たということで、今回緊急の案件ということで調査事項としたいと思えます。よろしくお願ひします。

### 1 羽幌町国民健康保険税資産割の廃止について

#### 担当課説明

説明員 木村福祉課長、木村国保係長、大平財務課長、広谷税務係長、  
和田税務係主任、渡辺国保係主任

木村課長 10:01～10:01

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。今委員長もおっしゃったとおり、前回一度説明して、今回詳細等を含めて羽幌町の国民健康保険税資産割廃止についてということで、今回税率改定部分も生じますので、財務課とともに説明してまいりたいと思います。

それでは、早速ですが、係長より説明させていただきます。よろしくお願ひします。

木村係長 10:01～10:07

おはようございます。国保医療年金係長をしております木村と申します。座りながら説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。羽幌町国民健康保険税「資産割の廃止」についてという資料を配らせていただいております。

まず、背景につきましてご説明させていただきます。平成30年度の制度改正によりまして、道と市町村が一体となって国保を運営しております。

国民皆保険制度の要としまして国民健康保険制度を今後持続的な制度として運営していくために、所得水準や医療費水準といった地域の差、これの統一を図りまして、令和12年度までに全道どこに住んでいても所得が変わらなければ同じ保険料となる統一保険料を目指すこととされております。

2番目といたしまして、保険料水準の統一についてであります。納付金制度の導入によりまして、全道の被保険者の医療費を全市町村で負担する仕組みになっております。しかしながら、現行の制度では納付金の算定に当たりまして、各市町村間の医療費水準、これを反映させていくため、令和6年度までに統一することとされております。

続いて、3番目、保険税率の統一についてであります。保険料水準の統一後におきましても、被保険者が負担します保険料(税)は収納率や保険事業の差によって同一所得、同一世帯構成だったのは市町村ごとに異なっております。保険料水準の統一等の取組によって選べる被保険者の受益は同じでありますことから、保険料(税)の負担においても負担能力に応じた公平な負担が必要でありますことから、令和12年度までに全市町村の標準保険料率を同一とすることとされております。

続いて、4番目の統一保険料率に向けてというところでございますが、令和12年度をめどに統一保険料を目指すに当たりまして、解決すべき事項が示されております。

(1)から(4)までございまして、(1)は先ほどご説明しました保険料水準の統一、これを令和6年度までに行うということで動いております。今回議題となります(2)の資産割の廃止、こちらにつきましては令和8年度までに資産割として賦課している部分を廃止するというので、運営方針に明記されておりました、全道統一で動いております。

5番目の資産割の廃止につきましてですが、かつては資産を有する農林水産業及び自営業の方が国保の被保険者の中心でありましたが、現在は就業構造が変化しております、無職者や低所得者が多いこと、また応能負担である資産割に用いる固定資産は住居用資産も対象としておりますことから、令和8年度までに資産割が廃止されるということで動いております。

次のページを御覧ください。6番目、羽幌町における現在の国保税の賦課方式であります。羽幌町の賦課方式につきましては、4方式、4つの要素によりまして国保税を負担いただいております。1つ目は所得割、2つ目が均等割、3番目が平等割、4番目と

しまして資産割、これは先ほど申し上げました固定資産税が課税されている方へ賦課している部分でございます。今回は、この資産割の部分が廃止となるというものであります。

参考といたしまして、下に書かせていただいております。平成20年度及び令和3年度における道内の市町村の国保税賦課方式についてであります。平成20年度につきましては、資産割を含めた4方式を採用している市町村が142市町村、これに対し令和3年度については4方式を採用している市町村が77市町村と約半数に減っております。多くの市町村が資産割を廃止し、3方式のほうに移行を進めているという結果になっております。

続きまして、国民健康保険税の税率改正の中身につきまして、資料2は財務課のほうから説明させていただきます。

広谷係長 10:07～10:08

それでは、続きまして財務課のほうから資料2についてご説明させていただきます。財務課税務係の広谷と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座ってご説明させていただきます。

先ほどお話のありました国民健康保険の被保険者数についてご説明させていただきます。まず、被保険者数につきましては、約1,600人となっております。加入世帯数につきましては、約1,000世帯となっております。

資料に移りまして、1番、羽幌町の現状の(1)、資産割の廃止につきまして、羽幌町の資産割につきましては、下記の表、図のとおりとなっております。医療分、支援金分、介護分を合わせまして約1,700万円、保険税総額全体の約8%を資産割で賄っている状況となっております。この資産割を廃止した場合につきまして、保険税の不足分を補うために所得割、均等割、平等割に振り分ける必要がございます。

次に、(2)、納付金算定方法の変更につきまして、羽幌町の医療費水準につきましては全道平均よりも低くなっておりまして、その分納付金が少なく算定されるなど、町の実情に応じた地域差が納付金の算定に反映されております。このたび保険料水準の統一の中でこの地域差部分廃止されるということになりまして、令和8年度時点で令和3年度時点の必要保険税総額と比較しますと約800万円ほど必要額が増えるという試算が出ております。

和田主任 10:08～10:17

財務課税務係の和田と申します。引き続き座って説明させていただきます。

続きまして、税率を改定するに当たって、前提条件として上げたものが次のページの2になります。1つ目として、現在の国保制度では北海道の設定に基づいて道内各市町村が給付金を支払うことになっているのですけれども、その支払いに必要な額を集めら

れるように税率を設定する。

2つ目として、被保険者負担の観点から、税率改定によって急激に負担増とならないように配慮する。

続きまして、この2つの前提を踏まえた税率改定に向けての考え方が次の3になります。まず、1つ目として資産割の廃止による不足分を所得割といった1つの税率にそのまま転嫁するのではなく、平等割、均等割も含めた全体の税率で調整する。

2つ目として、資産割廃止の税率調整のほか、今後の納付金算定方法の変更の影響を考慮した保険税総額を試算し、その必要となる税額を集めることができる税率を設定する。

3つ目として、税率算定に使用する被保険者数等の基礎数値は、実績として確定している令和3年度を使用する。

4つ目として、被保険者の負担を軽減するため、金額による税率となっている均等割と平等割の100円以下を切り捨て、算定した税率より低く設定する。

最後に5つ目として、被保険者の負担を激変するのを緩和するため、単年度での税率改定ではなく、令和5年度から令和8年度の4か年をかけ段階的に改定する。

これら5つの考え方に基づいて算出した税率改定の案が次の4番になります。

まず、(1)が資産割廃止の目標年度である令和8年度に北海道から示される納付金を賄うことができる保険税総額を試算したもので、医療分、支援金分、介護分の合計で約2億700万円となります。

次に、この必要総額を集めることができる税率を算出したものが(2)番になります。

そして、この(2)を踏まえまして、被保険者の負担軽減のために令和8年度の税率の100円以下を切り捨てし、令和5年度から7年度に段階的に税率を設定したものが(3)の改定(案)となります。

(3)の令和8年度の税率、⑤番を御覧ください。一番左の医療分から見ていただきたいのですが、①の令和4年度、今年度と比べまして、所得割が6%から6.8%と0.8%の増加、均等割が2万円から2万3,000円と3,000円の増加、平等割が2万6,000円から2万5,000円と1,000円の減少。続いて、真ん中の支援金分ですが、所得割が2.2%から2.5%と0.3%増加、均等割と平等割が7,000円から8,000円と1,000円の増加。最後に右の介護分となりますが、所得割と均等割の増減がなく、平等割が8,000円から6,000円と2,000円の減少となっております。

これら(3)、税率とした場合、現在の被保険者の税額がどのように変わって、どのような影響が出るかをモデルケースで示したものが次の5番になります。モデルとしまして、世代や家族構成の異なる4つのケースを上げておまして、それぞれのケースで固定資産税がない場合と固定資産税が仮に4万円あった場合を示しております。

まずは、ケース①を御覧ください。こちらは、年金受給の1人世帯で所得がゼロ、年金収入であれば150万円ぐらいのケースになります。こちらのケースで固定資産税がなければ、今と比べて4年間で1,200円増加することになり、逆に固定資産税が4万円あれば4年間で2万3,600円減少することになります。

次に、ケース②ですが、こちらは年金受給の夫婦2人世帯で所得が100万円のケースになります。こちらのケースで固定資産税がなければ、今と比べて1万600円増加することになり、逆に固定資産税が4万円あれば1万4,200円減少することになります。

次に、ケース③ですが、こちらは自営業の夫婦と子供1人の3人世帯で所得が180万円のケースになります。このケースで固定資産税がなければ、今と比べて2万3,400円増加することになり、逆に固定資産税が4万円あれば5,400円減少することになります。

最後に、ケース④ですが、こちらは夫婦、子供3人の5人世帯で所得が240万円、給与収入としたら360万円のケースになります。こちらのケースで固定資産税がなければ、今と比べて4万円増加することになります。また、こちらの場合は固定資産税が4万円あった場合も1万5,200円増加することになります。

今回の税率改定は、資産割廃止が大きなウエートを占めておりますので、基本的には固定資産税がもともとない方は税額が増加してしまい、固定資産税がある方は税額が減少することになります。しかし、ケース④のように固定資産税がある方の中でもある程度の所得がある方は資産割の減少分を所得割の増加や均等割の増加が上回ってしまうため、結果として税額が増加してしまう世帯も出るようになっております。

税率改定に関する説明は以上になります。

小寺委員長

ありがとうございました。

以上、長い説明だとかなり数字のほうが出てきていますので、時間はかかるかなと思いますけれども、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 10:17～10:44

森 議長 一番最後にモデルケースの説明があったのですが、いわゆる高齢者でないほうのケース③、ケース④の所得と給与みたいなことの内訳なのですが、これは例えばケース⑤の給与360万円というのは、例えばご主人が360万円ありますと。奥さんは120万円、130万円の壁を超えないようにしていますというふうに関しては、扶養の範疇に入っているの、且

那の所得だけということでは理解していいでしょうか。それとも、そういう場合はそれを足して、いわゆるケース④の5人世帯の所得を算出したデータということになるのか、その辺確認したいと思いますので、お願いします。

和田主任            こちらは、森議長おっしゃったとおり、扶養内で課税の所得が出ていなければ奥様のやつは入っていないと理解して間違いないと思います。

村田委員            まず、この資産割を廃止するという理由とか、全国的にそうしているわけですから、分かります。羽幌町の場合は、1,700万円ほどが減るところをカバーするために改正をするという中で、考え方としては、割合はどうあるかにしても、所得割と、あと均等割、平等割でカバーすることであれば、何となく全体的にどれも少しずつ上げるのかなというイメージがあるのですけれども、改正の案を見ると、医療分だったり介護分だったり減っているところもあるというところで、その割合を決めたりする、下げたりするというその根拠とか、そうなった理由がもし分かれば説明してもらいたいなと思うのですが。

和田主任            今回の改定は、資産割が廃止分をほかの税率に転嫁したわけではなくて、令和8年度の納付金の支払いに必要な額を集められる税率を見込んで算定しております。その際、所得割、均等割、平等割の各税率の構成割合は、北海道が保険料率の目安として納付金と一緒に提示している標準保険料率というものがあるのですけれども、そちらに沿った割合をしながら、それによって増えるだけではなくて、平等割が減っている部分とかというのが出ている状況になっております。

村田委員            分かりました。分かりやすい説明です。

金木委員            先ほど世帯数とか被保険者1,000世帯というような数字でしたけれども、町内全体でいえば3分の1ぐらいになりますかと思いますがけれども、最後の5番目のモデルケースでいえばケース④だけが増える、①、②、③については減額になるということなのですからけれども、1,000世帯の中でどのぐらいが増えて、どのぐらいが減るのか、その辺の数字的な比較、何

世帯は増えそうだ、何世帯は減りそうだ、そういう試算はできていますか。

広谷係長　まず、資産割のかかっている対象世帯数が471世帯になるのですけれども、主にその資産割がかかっている世帯というのは、低所得者層、中所得者層という形になっています。所得階級でいいますと、大体300万円以下の所得に多いという傾向がありますので、そういう低所得者層、中所得者層の方は資産割が減る分で広く減額になる世帯が多くなっています。一方で、増える世帯というのは中所得者層、高所得者層で、所得割で増える部分がどうしても資産割を上回ってしまう世帯に関しましては増額の傾向となっております。

金木委員　大体その課税所得で300万円ぐらいが境目かなということなのだと思いますけれども、その増える世帯、減る世帯出るのは、それは仕方がないのかなと思いますけれども、その辺の金額の、あまり世帯によって不平等にならないようにというのか、それで所得の応能能力と言っていいのかな、そういう世帯に広く網羅させながら考えた数字なのだと思います。道が示している標準の保険料率に沿ってはいるといことはそういうことになっているという理解なのではないでしょうか。

広谷係長　金木委員のおっしゃるとおり、北海道から示されている標準保険料率というものがあるのですけれども、羽幌町が北海道全体から見た所得のレベルですとか加入者の年齢とかそういった部分も含めまして、標準的な負担割合というもので出されていますので、羽幌町の場合は所得、北海道全体から見ると多い市町村になるのですけれども、所得割がその分多く、北海道全体から見ると羽幌町は多めに所得割を納めてくださいね、その分というような形。所得割を、羽幌町さんの所得では北海道全体から見ると多めの位置になっていますので、羽幌町は所得割をそれなりに……。羽幌町の所得状況に応じた所得割を北海道の中で納めさせていたでいるというというような状況です。

小寺委員長　私のほうから数字の話なのですが、先ほどの資料では令和3年時点では3方式では102ということになっていて、昨年の資料を見ると、令和2年

現在のは94ということで、8市町村が移行しているということになるのですが、羽幌町は今の話でいくと8年に3方式に完全移行というふうなことになるのか。もし来年、暫定的にスタートするというので移行という。羽幌町は、いつの段階で3方式ということに、この数字上はなるのかなという質問なのですが。

木村係長           お答え申し上げます。  
羽幌町は、段階的に激変を緩和していく目的によりまして、段階的に減らしていく形になります。なので、令和7年度までは4方式がまだ残るといふ形、資産割分がまだ残るといふ形になります。

小寺委員長       分かりました。  
あともう一つが今後の手続なのですけれども、来年以降税率を少しずつ変えるということで、議会での税の改正ですとか、あとは周知ですとか、その辺のスケジュール、手続上のスケジュール、来年度に向けてのスケジュールはどういうふうになっているのでしょうか。

大平課長           今後のスケジュールなのですけれども、どうしても税制、税率が変わってしまいますので、今考えているのは12月の定例会に上程をさせていただきたいというふうに考えております。12月に上程をさせていただいた上で可決をしていただければ、そこから広報等々をしていって、4年間かけて資産割を廃止しますという形で周知をしていって、ご理解いただいた上で段階的に、上がる方はどうしても上がってしまいますけれども、下がる方についても、大変申し訳ないですけれども、一気に下がりませんが、4年間で下げさせていただくということで周知もしていきたいというふうに考えております。

小寺委員長       あと、この改正については毎年少しずつ数字が変わっていくので、毎年改正していくのか、それともいろんな情報を入れて一括で、このパーセンテージも含めてやるのか、その辺はいかがでしょうか。

大平課長           どうしても段階的に進めるものですから、毎年こういう形になりますという形にしても、国保に加入されている方がそのときそのとき近くなら



ないと分からないという形はなるべく避けたいと思っておりますので、今回の定例会で基本的には資産割を廃止するという形の中で、あとは読替規定という形で5年度はこういう率でいきます、6年度はこうです、7年度はこうですというやつを今回の定例会で一括で上げさせていただいて、町の国保に入られている方がちょっとずつ変わるのだということが分かる形で一回で提案をさせていただきたいというふうに考えております。

小寺委員長 あともう一つは、まず決まってから広報になるので、決まる前は皆さん分からないで、もう決まってしまったのですよと。12月議会も含めて条例が変わったので、もうそれで決まりですということで広報するとは思うのですけれども、個人的にうちはどうなのだろうという世帯ですとか、不安、今後来年はどうなるだろう、再来年はどうなるだろうという際には個別に相談に行って、あなたはこういうふうに変りますよ、増えますよ、下がりますよというのは教えてもらうことは可能なのでしょうか。

大平課長 基本的には、ふだんもそうですけれども、例えば会社に勤めていた方が辞めるというときに、自分、もし国保に入ったらどうなるのだろうか、そういうやつも随時相談受けていますので、基本的には相談乗ることは可能だと考えています。ただ、どうしてもそのときの所得でしかお話しできませんので、来年どうだろうと言われて、同じ所得で同じ世帯構成でいけばこうなりますという説明になりますので、場合によっては所得が変動すれば変わりますし、家族構成変われば変わりますので、あくまでも今の段階でいけば来年こうなりますよという説明はできますけれども、そこら辺は留意していただきながら、こちらのほうも説明しますけれども、そういうことは進めていきたいというふうには思います。

小寺委員長 特に上がりそうとか、不安な方もいっぱいいらっしゃるの、そういう広報のときにもし何かあればお問合せくださいということも十分対応していただきたいなというふうに考えていますので、よろしく願います。

金木委員 私は、国保税というものは、当然決まった金額は納めていただくのが基

本だとは考えていますので、ですが現状納入できない方もいらっしゃるのも事実だと思うのです。納入率でいえば、たしか大体全道平均ですかね、羽幌町は。88%か89%か、1割、10%ぐらいの人が納めていただけていないぐらいかな。多少変動はあるでしょうけれども、そういう状況が今回の改定によって大して変わらないのではないかなというのか、今回の改定によってもしかしたらちょっと納入厳しくなる人も出てくるかなとか、その辺の見通しみたいなところは何かお考えだったのかどうか、この辺聞きたいと思います。

大平課長

まず、羽幌町として国保税の収納率なのですけれども、2年度でいきますと98.81、3年度でも98.28という形の収納率となっております。大体2%切るぐらいの方というか、金額が未納となっているのですけれども、今も滞納整理の強調月間やっているのですけれども、表現が正しいかどうかといろいろあると思うのですけれども、困窮していて払いづらいという方よりも、なかなか、この国保だけではなくていろんな税が滞っている方のほうが多いように担当課としては感じております。結構所得の低い方々のほうは、ありがたいことにきちんと納めて、7割とか5割、2割軽減かかっている部分はあるのですけれども、そこの方々はほぼほぼ納めていただいているのが実情かなと思っております。上がったことによって、もしかするとなかなかすぐにということができない家庭も出てくるかもしれませんが、基本的には納期内納付はお願いしたいのですが、実情によっては、ほかもそうですけれども、ご相談には乗れますので、基本的にはそんなには大幅に変わることはないと思うのですけれども、もしそういう方がいらっしゃれば、そのときは個別にご相談をしていただいてという形になろうかと思っております。

森 議長

基本的に委員の皆さんは理解しているということだと思うのですが、少し整理して、これからちょっと外れる、全体の話に触れるかもしれませんが、基本的な町民の保険というのは憲法に関わるようなもの、厚生年金に連動したものと、今議題になっている国民健康保険。人数も分かれば教えてほしいのですが、後期高齢者75歳以上の保険、3本立てになっています。それで、後期高齢者医療保険については制度が遅くできたということで、既に今の資産割は最初からなくて、今とほぼ同じような仕

組みではないかなというふうに想像しています。そこができた段階で、国民健康保険から後期高齢者医療保険料に変わった段階で増額になるということがかなり話題になったことがありました。その原因で、先ほど金木委員は分かっているとおっしゃっていると思うのですが、逆にモデルケース別の税額であくまでも固定資産税を現状払っている方については減額になりますけれども、ケース④を抜かして。現状払っていない方は全部増額ということですよ、我々がどうかということも含めて。そこで、先ほど激変緩和ということもあると思うのですが、この辺どうなるのかという一番心配するのは、年金の人は待たなしで納付していますけれども、いわゆる一般の現役世代で自営的な、サラリーマン辞めてとかという方々の中とか、あとはよく言う、これは言い方を気をつけなければならないと思うのですが、独り親家庭とかなんとかという形でいろんなものをもたらしたときに、今でも、例えば生活保護だとか独り親、これはあくまでも風聞という形で聞いていただきたいのですが、このままでいると相当優遇になるのだけれども、正規に今度そういう形になるといろんなものが莫大に上がっていくということも一般的には、そんなことはほとんどないと思いますけれども、結構言われていることです。

これは、制度ですから、決まったものに対して自動的に支払うということになり徴収するということは全然当たり前の話なのですが、やっぱり総合的に考えて、生保の申請はいろんな形で急に伸びていくとか、そういうようなこととつながらなければいいなというのが一番の心配です。明らかに固定資産税を払った人たちまで古い家持っていて、実際の価値は別にして、土地なんかの評価というのはそれなりにある中でののですが、どんどん公住に移っているとかで固定資産税なしの人も増えてきているということも現実にはあると思うのです。

最終的に、この運営に関しては道と一体ということなので、一時期町村によってはすごく国保の費用負担が増えて大変だ。羽幌も何年かには一遍ぐらいそういう町だ。1人、2人が特別な治療受ただけで赤字になるみたいなことは避けられるので、全体の方向としては全然問題ないのですが、その辺のことはやっぱりほかの、特に福祉課はそういう面持っていますので、総合的にそういうことも含めたことを念頭に置きながら、これに伴う将来の起き得ることを想像しながら全体として運営し

ていく必要はあるかなと思うのです。

非常に抽象的に、変な言い方するとまた問題発言につながるようなものも包括していますので、何言っているか分からないのなら分からないということで結構ですし、何か今イメージだけのことで、これに当たって将来は福祉課として考えていかなければならないことも何かあるのかなというようなことがあれば、議事録に残っている前提ですので、お任せしますけれども、発言をお願いしたいと思います。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:38～10:39)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村課長 生活保護等につきまして、状況に応じて面談等を行いながら実施していくことになるかなと思います。あとは、医療費が払えない、そういう部分については一部負担金軽減等の制度等、その他減免に対する制度等を活用しながら考えていきたいと思います。あと、確かに増える世帯を今後どうするかという問題もいろいろ出てくると思いますので、今回はその負担が増えるものに対しての激変緩和的な措置は基金等を活用したものは考えていない状況であります。4年間かけて変動しないように、緩やかに変動するような考え方で今回は考えているところであります。しかし、令和12年度にまた保険料統一になるときは、また新たな改革が見込まれますので、その辺の将来的を見据えて対応していきたいなど考えております。

森 議長 前段のほうのところは、本当にそれ以上言えることもないと思って、分かっているという言い方、非常に悪質かもしれませんが、最後のところなのですけれども、実際にはこの4年間というのは微妙なところで、団塊の世代が完全に後期高齢者に移動しますよね。今団塊の世代と言われている人たちの、多分一番上が74とか73とかなので、全部後期高齢者に移る、4年たつと移るということで、かなり今の1,600人というのも減る。スピードがここ数年がたがたつと多く、多分なるのかなと勝手

な想像しています。ただ、その時点で、これは他町村とのことも、そのとき担当課にいるかどうかという話をし出したら全然あれなのですけれども、定年延長もなるということであらうので、他町村との部分で恐らく激変緩和的なところもその町の財政状況に応じてはあると思いますので……。先に言うておきます。答弁は結構ですけれども、そういう視点を木村係長も持っている、今課長も含めて理解できましたので、少し安心しました。また、それはそのときにといいことでお願いします。答弁は結構です。非常に長い駄弁を申し訳ありません。

小寺委員長 ほかに質疑ありますか。(なし。の声) 私から、前回も聞いたかもしれないですけれども、管内の状況というのは今どういうふうになっているか、情報がもしあれば。まだ4方式なのか、3方式がどのぐらいなのか。羽幌と同じように、緩和策を行っているとか。そういうもし管内の情報があれば教えていただきたいと思います。

木村係長 管内の状況について説明します。現在のところ、管内的には3方式、既に資産割はありませんというところについては苫前町と遠別町のみでございます。それ以外は4方式、羽幌町と同じ資産割分を加味した形での賦課になっております。ほかの留萌市も含めまして市町村については、今ようやくやっているという状況で、管内的には羽幌町が議論の先行しているという形になっております。その理由といたしましては、やはり負担される方の劇的な変化を緩くしていきたいという形で、4年間をかけて何とかしていきたいという考えの下、今回のご説明に至ったものであります。ほかの町については、うちと同じように国保連合会のほうに委託というか協力をお願いをして、お金かからないのですけれども、お願いをしまして、賦課シミュレーションというか、こういったシミュレーションを今年から始めているというところがほとんどであります。以上です。

小寺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、12月に議案として提案されるということですので、今日オブザーバーで来ていただいた方も定例会でもし質問があれば、そのときにしていただければなというふうに思っています。本日はありがとうございました。